

ウメ・モモ等の
苗木栽培 / 盆栽販売を
お考えのみなさまへ

ウメ輪紋ウイルス(PPV)に
感染したウメやモモが流通しないよう

検査対象地域から持ち出す前に 検査をしましょう



写真：ウメ輪紋ウイルスに感染したウメの葉・花（植物防疫所提供）

CONTENTS

ウメ輪紋
ウイルスとは？

裏面へ



苗木等検査
とは？

次頁へ



どんな植物が
感染するの？

次頁へ



東京都農業振興事務所 特別防除対策担当



東京都



下の項目すべてにチェックが付いたら、**苗木検査の申請**をしてください!!

check point

- ウメ、モモ等のサクラ属の苗木、植木、盆栽を販売、譲渡（挿木にして差し上げる等）の予定がある
- その植物はウメ、モモ、プルーン、アンズ等（「対象となる植物」参照）のサクラ属であり、その植物の形態は、苗木、穂木をとる母樹、穂木、植木、盆栽のいずれかに該当する
- その植物は検査対象地域で栽培された
- その植物の売り先、譲渡先は検査対象地域の外または地域内の植物販売店である

ただし 上の項目すべてに該当しても、以下のいずれかに該当する場合は申請しなくてもOK!!

- 対象地域内で譲渡する場合（対象地域内の植物販売店を除く）
- 対象地域内でホームセンターや造園業者等の植物販売店が植物を移動する場合
- 11月1日から翌年2月末までの時期に、検査対象地域の外から持ち込まれた苗木等を、この期間内に移動する場合
- 対象植物だが、切り花、切り枝、果実、加工品である

検査対象となる植物

サクラ属（サクラ節を除く）
苗木、植木、穂木をとる母樹、穂木、盆栽類
ウメ・モモ・スモモ・アンズ・ネクタリン・プルーン・アーモンド・ユスラウメ・セイヨウスモモ・オウトウ・ベニバスモモ・ニワウメ・ニワザクラ 等

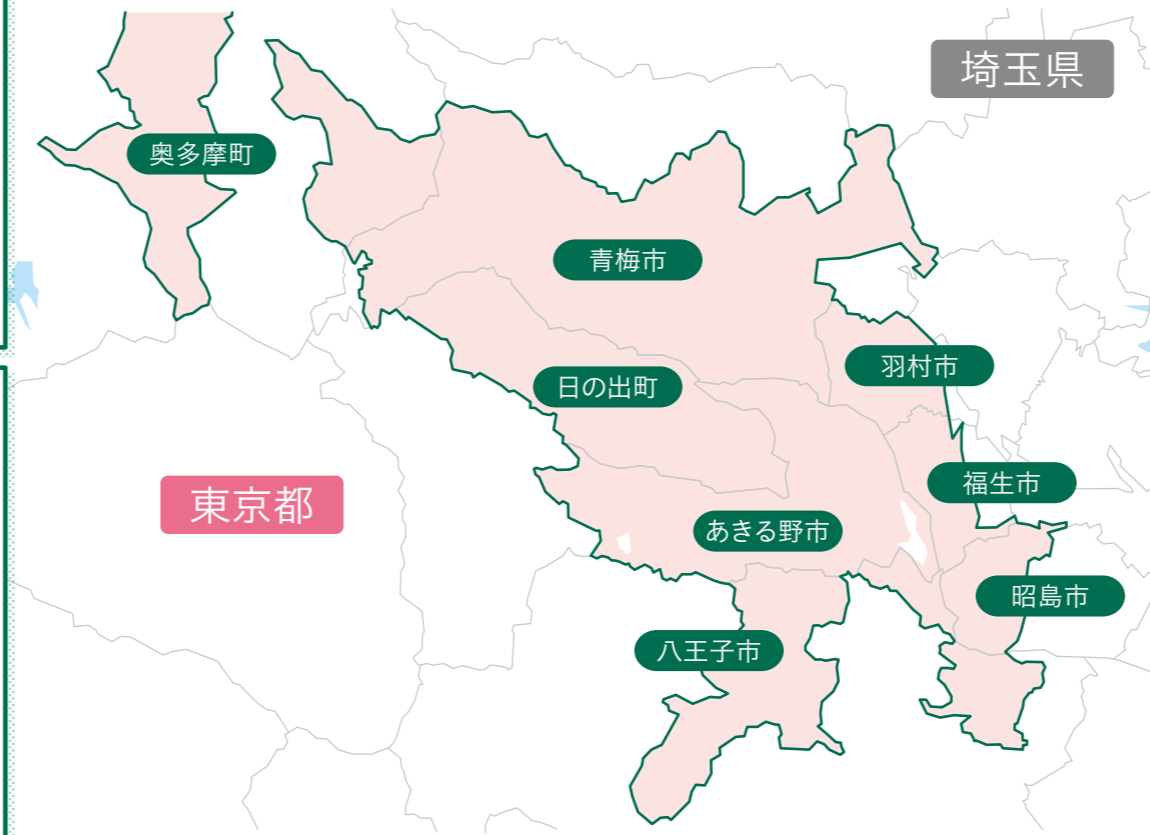


検査対象地域（東京都）

昭島市	田中町(JR青梅線以南の地域に限る)・代官山の一部(旧拝島町)・拝島町・松原町・緑町・美堀町
あきる野市	全大字(小川東・乙津・小中野・小峰台・小和田・戸倉・二宮東・平沢東・深沢・養沢を除く)
青梅市	全大字(小曾木・木野下・新町・末広町・富岡・成木・御岳山を除く)
八王子市	宇津木町・梅坪町・大谷町・尾崎町・上巻分方町・川口町・久保山町・左入町・下恩方町・諏訪町・大楽寺町・高月町・滝山町・戸吹町・西寺方町・式分方町・丸山町
羽村市	小作台・川崎(都道249号線以西の地域に限る)・五ノ神(都道249号線以西の地域に限る)・栄町・神明台・玉川・羽・羽加美・羽中・羽西・羽東・緑ヶ丘
福生市	牛浜・大字熊川(国道16号線以東で都道7号線以北の地域を除く)・大字福生(国道16号線以東の地域並びに1846番～1865番まで・1958番～1974番まで・1981番・1984番～1990番までを除く)加美平・北田園・志茂・東町・本町・南田園・武蔵野台
奥多摩町	梅澤・川井・小丹波・丹三郎・氷川
日の出町	全大字

範囲が限定的な地域

東久留米市 小平市 西東京市 東大和市	過去に感染植物が確認された地域から半径500m範囲内の対象地域 ※詳しくはお問い合わせください
------------------------------	--



検査対象地域

申請から検査の流れ

1. 申請

- ① 東京都農業振興事務所(お問い合わせ参照)にご連絡ください。
- ② 対象植物の形態(苗木、盆栽等)により検査方法が異なるため事務所がご案内します。

☆申請は簡単ですが、検査から結果まで時間を要しますので、販売が決まったら事務所にご連絡ください。

2. 園地検査

- ・対象植物の目視検査を行います。
- ・精密検定が必要な場合は葉を採取することがあります。
- ・検査は植物の葉を採取する場合があるので、葉のある時期に行います。

3. 精密検定

精密検定が必要と判断された場合は、遺伝子検定などでウメ輪紋ウイルス感染の有無を確認します。

4. 結果通知

園地検査・精密検定でPPVに感染していない旨の通知を受けた植物について、同一年度内は販売・移動できます。

ウメ輪紋ウイルス(PPV)とは?

About Plum pox virus

- ウメやモモなどサクラ属の植物に広く感染するウイルスで、1915年にブルガリアで発見されて以来、欧州、アジア、北米等で発見が確認されています。
- 主にアブラムシによって媒介されるほか、苗木などから感染が広がります。
- 果実から自然感染したという報告はありません。
- 人や動物に感染することはなく、感染した植物の果実を食べても健康に影響はありません。



PPVに感染した症状
写真提供: 植物防疫所

ウメ輪紋ウイルス防除対策の経緯

平成21年4月

青梅市のウメにおいてウメ輪紋ウイルスの発生を初めて確認

令和3年3月31日

《緊急防除の終了》

- ① 感染割合が大幅に低下
- ② アブラムシ防除によるまん延防止が可能であること
- ③ 果実に経済的被害を及ぼす可能性は低い
とし農林水産省は緊急防除を終了した

令和3年4月1日

《苗木等検査の導入》

緊急防除終了後、未発生地域へのウメ輪紋ウイルスの侵入防止に万全を期すため、発生が確認されている地域においてサクラ属植物(サクラ節を除く)の苗木等のウメ輪紋ウイルスへの感染の有無を確認するための検査制度(苗木検査)を新たに導入

《緊急防除の開始》

感染調査、アブラムシ防除、感染樹の補償及び伐採

● アブラムシ防除のお願い ●

ウメ輪紋ウイルス(PPV)はアブラムシにより媒介されます。PPVが侵入・まん延しないように、**翅(はね)があるアブラムシ(有翅アブラムシ)が発生する春期・秋期の防除を徹底**するようにお願いします。

アブラムシ防除には、対象樹の薬剤散布だけでなく、周辺の除草も有効です。



お問い合わせ

「苗木等検査」の検査・調査・申請に関すること

東京都農業振興事務所 振興課 特別防除対策担当

☎ 042-548-4881 (平日9:00~16:00)

〒190-0022 東京都立川市錦町3-12-11

PPVの法令に関すること

農林水産省 横浜植物防疫所 業務部 国内検疫担当

☎ 045-285-7135 (平日9:00~16:00)

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57